

令和 2 年度 第 1 回新宿区みどりの推進審議会（書面会議）意見集約および回答

意見期間 令和 2 年 8 月 2 8 日（金）～ 9 月 1 5 日（火）
委員数 1 4 名
回答者数 1 4 名

審議事項（1） 保護樹木等の指定及び解除について

(1) 民有地の保護樹木の指定について 1 件、2 本

< 指定 1 > 2 本 一西落合三丁目の個人宅

候補 No. 1 - 1 キンモクセイ

承認する。 1 4 名
 承認しない。 0 名

候補 No. 1 - 2 スダジイ

承認する。 1 4 名
 承認しない。 0 名

意見 1) 根元のタンクのようなものは生育の支障にならないのか？（小野委員）

回答 1) 現状ではタンク以外の方向への根張りもよく、生育上支障にはならないと思われま
す。今後、所有者が設備の改修等を行う際には、撤去等をしていただけないかと働き
かけを行っていきます。

(2) 民有地の保護樹木の解除について 3 件、6 本

< 解除 1 > 1 本 一須賀町の寺院

No. 1 ソメイヨシノ

承認する。 1 4 名
 承認しない。 0 名

< 解除 2 > 3 本（ソメイヨシノ 3 本）一若宮町の集合住宅

No. 2 - 1 ソメイヨシノ

承認する。 1 4 名
 承認しない。 0 名

No.2-2 ソメイヨシノ

- 承認する。 14名
- 承認しない。 0名

No.2-3 ソメイヨシノ

- 承認する。 14名
- 承認しない。 0名

意見1) 引き続きの注意喚起をお願いします。(鶴田委員)

回答1) 助成金の申請事務等の機会を用いて所有者(管理者)に注意喚起をしていきます。

<解除3> 2本 一西落合四丁目の個人宅

No.3-1 オオシマザクラ

- 承認する。 14名
- 承認しない。 0名

No.3-2 スダジイ

- 承認する。 14名
- 承認しない。 0名

No.3 共通

意見1) 残念ですが、相続が理由の場合は、仕方ないと思います。

今後の策として、これだけの健康な樹木を今、新たに植えるとしたら

<オオシマザクラ 樹勢・良好 〇〇〇円相当>

などのように、樹齢換算してお見せするなどすると、デベロッパーも保存緑地として検討するなどの動きが出るのでは?…と思います。(鶴田委員)

回答1) 金額の提示については、条件等が複雑に絡み合うため、一概に推定金額を提示することは難しいですが、ご意見いただいた手法については今後の参考にさせていただきます。

保護樹木の推移

	承認前				承認後				増減			
	件	本	㎡	m	件	本	㎡	m	件	本	㎡	m
公有地保護樹木	2	14			2	14			0	0		
保護樹木	276	1,267			276	1,263			0	▲4		
保護樹林	37	88,675	㎡		37	88,675	㎡		0	0	㎡	
保護生垣	40	1,201		m	40	1,201		m	0	0		m

審議事項（２） みどりのモデル地区の指定期間の延長について

現行のみどりのモデル地区の指定期間を令和４年３月３１日まで延長することについて、

□承認する。 14名

□承認しない。 0名

意見１）調査中のための延長と捉えましたがよろしいでしょうか？（小野委員）

回答１）はい。令和２年度実施中の新宿区みどりの実態調査（第９次）の結果を踏まえ、令和３年度に審議会でのご意見を伺いながら、あらたなモデル地区を検討していきます。

意見２）生垣助成の割増について

防災関係部局と連携し、危険なブロック塀を生垣化する方策を行ったらと思います。

狭あい道路、通学路の周辺は特にお願いします。まず、危険なブロック塀、万年塀等の調査等が必要ですが、プライバシーの問題等、容易ではありませんがブロック塀安全化から生垣化に結びつけられたらと思います。（椎名委員）

回答２）区では、平成３０年６月に大阪府で発生したブロック塀の倒壊事故を受けて、通学路をはじめとする道路沿いのブロック塀等の点検調査を実施し、所有者に対して結果の通知と安全化指導等を行いました。その際に、ブロック塀の撤去や新設に係る助成制度と併せて生垣等（接道部緑化）の助成についてもご案内しています。接道部緑化助成は、平成３０年９月に助成額の単価や上限額も引き上げ、より防災に配慮したみどり豊かな都市づくりをめざし、関係部署と連携を図りながら進めており、令和２年度についても現在、複数件のお問合わせをいただいております。

意見３）屋上緑化等推進モデル地区に都庁～新宿中央公園が入っているのですが、まとまった緑地として土壌も含め、ヒートアイランド現象の緩和に有効な所と思います。

このエリアは、少し違うモデル地区なのではないかという印象を持ちました。（鶴田委員）

回答３）現在、屋上緑化等推進モデル地区は、建ぺい率、容積率が高く、中高層の耐火建築物が多い新宿駅周辺地域を中心に、エリアを指定しております。いただいたご意見を踏まえながら、今後のモデル地区検討に活かしていきます。

審議事項（3） みどり公園基金の処分について

公園整備工事費として当該基金を活用することについて、

承認する。 14名

承認しない。 0名

意見1)「眺望のもり」についても、ネーミングライツを実施し、収益は「みどり公園基金」に入る様な方策を検討していただければ幸いです。(椎名委員)

回答1) 現在実施中の公園トイレにおけるネーミングライツの効果等も検証しながら、今後ともネーミングライツなどの公民連携の導入について、その仕組みも含め検討を進めていきます。

意見2) モデル地区の意見3と同様、新宿中央公園のまとまった緑のボリュームは、新宿区の中でも大変貴重な環境を思います。眺望スポットでライトアップされる反対側(西側)の北エリア1(新宿中央公園魅力向上推進プラン)の場所は、土壌の保全、光害の防止に努め、園路や広場等に使用するアスファルトは極力減らすべきと思います。タヌキも暮らせる生物多様性を維持できるような林の管理がされることを願います。(鶴田委員)

回答2) 「眺望のもり」の整備にあたっては、既存樹木も活用しながら、林床には様々な草本類等を植栽することで多様な植生環境を創出し、生物多様性にも配慮したみどりと親しめる空間づくりを目指していきます。